

改正商標法条約採択のための外交会議の報告

日本商標協会
会長 伊庭 保 様

2006年5月27日
国際活動委員会
委員長 河合 千明
副委員長 齋藤 純子
外国商標制度委員会
委員長 中山 健一

改正商標法条約採択のための外交会議が、2006年3月13日から3月27日まで、シンガポール、サンテック国際会議場にて開催され、新条約が、同月27日に“Singapore Treaty on the Law of Trademarks”「商標法に関するシンガポール条約」として採択されました。日本弁理士会より河合、齋藤及び中山がオブザーバーとして同会議に出席いたしましたので、会議の内容に関して、以下のようにご報告申し上げます。

1. 出席国

WIPO 加盟国からメンバーとして 143 カ国の政府代表団及び特別代表団である欧州委員会、OAPI (African Intellectual Property Organization) 及び ARIPO (African Regional Intellectual Property Organization)、政府間機関であるベネルクス商標庁が参加し、また、オブザーバーとしては、非政府国際機関である AIPLA、APAA、CTA、ECTA、MARQUES、INTA、AIPPI、日本弁理士会、日本商標協会、C.I.P.A、CNIPA、Intelcom、ITMA、FICPI の14団体が参加した。日本政府代表として、外務省より小林高明シンガポール国駐箚特命全権大使、ジュネーブ常駐代表部・高原一等書記官、福田聡経済局知的財産権侵害対策室課長補佐、特許庁より脇本眞也審査業務部長、田代茂夫商標課長、守安智国際課多国間政策室長、小林房雄方式基準室長補佐、早川文宏国際課補佐他3名が参加された。

2. 概要

本会議の文書 TLT/R/DC/1 乃至 TLT/R/DC/33 及び TLT/R/DC/INF/1 乃至 TLT/R/DC/INF/1 は、すべて WIPO ホームページ^(*)にアップロードされている。また以下の報告において、「TLT/R/DC/○」は、単に「DC/○」と省略させていただく。

(1) 外交会議の議題

会議は、DC/2 に示される手続規則に則って、DC/1 に示された次の議題につき議論が進められた。

議題 (DC/1)

- ① WIPO 事務局長による開会の辞
- ② 手続に関する規則の検討と採択
- ③ 会議議長を選出
- ④ 議題の検討と採択

- ⑤ 会議副議長の選出
 - ⑥ クレデンシャルコミティ委員の選出
 - ⑦ ドラフティングコミティ委員の選出
 - ⑧ クレデンシャルコミティ、メインコミティ1および2、ドラフティングコミティのオフィサーの選出
 - ⑨ クレデンシャルコミティの第1回報告書の検討
 - ⑩ 代表団及びオブザーバー代表によるオープニング宣言
 - ⑪ メインコミティ1および2により提出されたテキストの検討
 - ⑫ クレデンシャルコミティの第2回報告書の検討
 - ⑬ 改正商標法条約と規則の採択
 - ⑭ 勧告、決議、共同声明、最終文書の採択
 - ⑮ 代表団及びオブザーバー代表によるクロージング宣言
 - ⑯ 会議議長による閉会の辞
- 外交会議閉会后、すぐに改正商標法条約は署名のために開放される。

(2) 外交会議の組織

外交会議は DC/2 に示される手続規則に則って、次の委員会及び地域グループを組織し、全体会議の前段階として討議を行った。

委員会 (Committees)

- ① クレデンシャルコミティ(以下「CC」という。): 信任状、全権委任状を検討する委員会
議題⑨⑫ (Doc14, 27+31 の検討)
 - ② メインコミティ1(以下「MC1」という。): 実質的規定(条約第1条から第22条及びその関連規則)の討議
 - ③ メインコミティ2(以下「MC2」という。): 手続的規定(条約第23条から第32条)の討議
 - ④ ドラフティングコミティ(以下「DC」という。): ドラフトの作成
 - ⑤ スティアリングコミティ(以下「SC」という。): 運営委員会
- 日本特許庁の早川氏は、全体会議の副議長及び SC の委員を務められた。

地域グループ (Working groups) (カッコ内が代表)

- ① African Group (ナイジェリア)
 - ② Asian Group (イラン)
 - ③ Central Asian, Caucasus and Eastern European Countries (キルギスタン)
 - ④ Central European and Baltic States (クロアチア)
 - ⑤ Latin America and the Caribbean Group (ホンジュラス)
 - ⑥ Group B (スイス)
 - ⑦ 中国
 - ⑧ EU (オーストリア)
- 日本は、先進国グループである⑥Group B に含まれる。

(3) 議長団の選出

全体会議議長はイラン代表が、ガフル(Mr Burhan Gafoor)大使(在ジュネーブ・シンガポール代表部)を推薦し、スイス、ナイジェリア、キルギスタン等の支持を得て選出された。

また、MC1の議長として Mr. Li-Feng Schrock 氏(ドイツ)が、MC2の議長として Mr. James Otieno Odek 氏(ケニヤ)が選出された。

(4) 検討事項

検討事項は、次の①、②に分けられ、①をMC1が担当し、②をMC2が担当した。

- ① 条約、規則中の実体的規定の検討(1条から22条及び関連規則)
- ② その他の規定の検討(23条から32条)

その他全体会議議長は条約採択に向けた作業を以下の2個のクラスタに分け、①については全体会議議長が各国代表と非公式に協議し、また②についてはMC1で検討することをアナウンスした。

- ① Horizontal Issue 条約履行自体に関する事項
- ② Technical Issue 実体的条項、規則に関する専門的、具体的修正事項

(5) 審議の概要

① 今次外交会議において、WIPO 事務局が提示した条約草案は、2002年5月以降「商標・意匠・地理的表示に関する常設委員会(SCT)」で計7回検討を積み重ねてきたものであり、内容に関しては、特に大きな議論を呼ぶことなく、条約の取りまとめに入った。

条約の主な改正点は、電子出願への対応(締約国は、提出物の送付手段として、郵送等の物理的手段と並び、電子的手段を選択できる)、手続期間の非遵守の場合の救済(締約国は、延長、処理継続、権利の回復いずれかを選択しなければいけない)、商標ライセンスの登録申請等の手続の簡素化及び調和、総会の設立などであり、また発展途上国(DC)及び後発開発途上国(LDC)(以下、「途上国」という)が、条約採択に前向きであるが、特にデジタル関連技術において先進国との大きな差があるとして、途上国への技術的財政的支援の必要性を強く要望したため、外交会議が、WIPO 及び先進国が途上国に対し、シンガポール条約に加盟するための制度等の向上を図るための技術的支援等を供与することを要求する旨の付帯決議が採択された。

また条約の名称は、「商標法に関するシンガポール条約(Singapore Treaty on the Law of Trademarks)」とされた。なお TLT1994 とシンガポール条約は、それぞれ独立した条約として並存するため、TLT1994 の締約国(日本等)によるシンガポール条約への批准又は加入は自由であり、またシンガポール条約発効後でも TLT1994 への加入が可能とされている。

② 今次、外交会議の結果、修正された主な箇所は、次のとおりである。

条約第4条 [代理及び送達のためのあて先] (1) (a) (i) の修正

中国の提案(商標代理人の質向上及び出願人保護のため法改正が必要であるため)に基づき、次の文言が追加された。

「…where applicable, be admitted to practice before the office.」

[締約国は、自国の官庁に対する手続のための代理人として選任される者を、次の条件に合うよう要求することができる。

適用法令に基づき、出願または登録に関して官庁に対し業として手続をとる権能を有すること、「また該当する場合には、官庁に対し業として手続を行うことが認められていること」]

条約第8条[提出物](7)の追加

途上国と先進国との話し合いの結果、次の条項が追加された。

「本条の規定は、出願人、商標権者またはその他の利害関係者と代理人との通信手段を規定するものではない。」

条約第 25 条[改正及び修正](2)の削除

ナイジェリア提案に基づき、総会により提案修正できるのは、規則のみとなった。

条約第 28 条[効力発生:批准及び加入の効力発生日](2)の修正

イラン等の提案により、条約発効のために、5 カ国の批准または加入が要件であったところを、10 カ国の批准または加入に修正。これにより第 23 条(5)総会の過半数の規定は、修正せず。

条約第 29 条[留保](2)の追加

OAPI の提案に基づき、商品、サービスについて別個の登録を認めるよう、第 6 条多区分一登録の留保規定を設ける。

条約第 29 条[留保](3)の追加

日本提案に基づき、第 13 条(4)の更新の際の実質審査の留保規定を設ける。

(6)最終文書の採択及び署名

外交会議は、商標法に関するシンガポール条約及びその付帯決議を採択し、外交会議閉会后署名式(Formal Signing Ceremony)において、120 カ国が最終文書に署名を行った(DC/32 Final Act)。なお、全権委任を有する国の署名は、41 カ国である(DC/33)。日本は、小林高明シンガポール国駐箚特命全権大使が最終文書(全権委任なし)に署名された。

3. 採択されたシンガポール条約

採択されたシンガポール条約は、DC/30 に示されるとおりである。なお、日本特許庁ホームページ(*2)において、現在、日本語仮訳が条約、規則、付帯決議に分けて掲載されている。

4. 付記

外交会議閉会后、日本特許庁は現地日本新聞社対象に「商標法に関するシンガポール条約採択について」のプレス発表を行い、こちらに同席させていただいた。日経、読売、共同通信等9社が集まり、特許庁国際課守安室長(他に、早川氏、福田氏)が、シンガポール条約とその採択の日本にとってのメリット等を説明された。なお、次のような質疑応答があった。

- ①発効はいつか? 10カ国の批准書または加入書提出3ヵ月後、まだわからない。因みに、TLT1994 は、5カ国加盟後1996年に発効した。
- ②中国は入るか? 入るかどうかわからない。
- ③台湾は入るか? WIPO は国連機関故、台湾は WIPO の加盟国ではなく、入ることはできない。因みに WIPO 加盟国は2005年10月現在183カ国。
- ④TLT1994 の近隣の加盟国にはどのような国があるか? インドネシア、韓国
- ⑤模倣品、海賊版に対する規定は、条約に含まれているか? 条約は、主として商標法の手続きの調和を目的とするものであり、含まれていない。
- ⑥日本はいつ批准するか? 現在のところ、不明である。商標法改正が必要なので、国会にはシンガポール条約承認と商標法改正を同時に出し、その後の手続となる。
- ⑦TLT1994 とシンガポール条約との関係は? 内容的には、シンガポール条約が TLT1994 を包含するものであるが、それぞれ別個の位置づけとなり、各国はいずれに加盟してもよい。名称も別のものになる。

⑧WIPO の条約は、最近では2000年6月の PLT (特許法条約)があるが、ここ10年はすべてジュネーブでのみ作られてきた。昨年シンガポールからの強い要望があり、今回シンガポールで外交会議が開催される運びとなる。ちなみにアジアで初めての WIPO の外交会議である。

*1 URL: http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=6982

*2 URL: <http://www.jpo.go.jp/torikumi/index.htm>

以上